

三重医発第198号

令和7年4月28日

自浄作用活性化並びに定款等
諸規程検討委員会委員 各位

公益社団法人 三重県医師会
医事法制担当常任理事

今野 信太郎

本会自浄作用活性化並びに定款等諸規程検討委員会における
表決及びご意見について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記委員会の開催、運営にあたりましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年11月14日（木）及び令和7年4月10日（木）開催の当委員会等においてご検討、ご協議いただいております会員区分に関しまして、別紙改正案のとおり令和7年6月14日（土）開催の第199回定例代議員会に上程いたしたく、委員の先生方からの忌憚なきご意見を賜りたいと存じます。

つきましては、前回の委員会においてお願いいたしましたとおり、各郡市医師会様にてご検討いただき、令和7年5月30日（金）までに別紙により三重県医師会宛（Email : kimoto@mie.med.or.jp、FAX : 059-225-7801 等）ご回報くださいますようお願い申し上げます。時間が限られており大変恐縮ですが、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本来であれば当委員会を開催するところではありますが、本書面のご意見をもって議決とさせていただきたいと存じます。

また、例外等運用上の課題については、施行予定の令和8年4月1日までに当委員会において検討することといたします。

事務局：木本祥仁
TEL:059-228-3822
FAX:059-225-7801

(公社) 三重県医師会 会費納付規程 改正案 比較対照表

赤字：現行規程との相違点

改正前			改正後 (2026. 4)		
公益社団法人 三重県医師会会費納付規程			公益社団法人 三重県医師会会費納付規程 (案)		
附 則			附 則		
(略)			(略)		
(別表)			(別表)		
会員区分		年額	会員区分		年額
A 会 員	病院、診療所、その他の施設の開設者又は管理者	120,000 円	A 会 員	病院、診療所、その他の施設の開設者 又は 管理者	120,000 円
B①会員	A会員、B②会員、C会員以外の会員	18,000 円	B①会員	A会員、B②会員、C会員以外の会員	18,000 円
B②会員	三重大学医師会会員	9,000 円	B②会員	三重大学医師会会員	9,000 円
C 会 員	医師法に基づく研修医	無料	C 会 員	医師法に基づく研修医	無料

Email : kimoto@mie.med.or.jp

FAX : 三重県医師会宛 (059-225-7801)

締切 : 5月30日 (金)

郡市医師会名 _____ 医 師 会 _____

お名前 _____

三重県医師会 会員区分について

会費納付規程の一部改正について (どちらかに○をお願いします。)

別紙改正案のとおり変更することについて、

1. 賛成
2. 反対

自由記載 :

※課題等は今後の当委員会において継続的に審議することといたします。

公益社団法人 三重県医師会会費納付規程

第1条 本会定款第8条による会費の納付については、本規程の定めるところによる。

第2条 本会会員は別表に定める年額を3期に分け次の期限内に納付するものとする。各期の途中に於て新たに入会した者又は退会する者については、当該期分の会費を納付するものとし、既納のものはこれを返戻しない。

2 本会を退会した者が退会した同一期に再入会する場合は、その期の会費については重複して納付することを要しない。この場合に於て、退会時における会費額と入会時における会費額が異なる時は、いずれか高い方の会費を納付することとし、必要な場合は、差額分を納付するものとする。

	納付期別	納付期限
第1期	自 4月 至 7月	5月31日
第2期	自 8月 至 11月	8月31日
第3期	自 12月 至 3月	12月31日

第3条 県医師会長は、各期第1日現在の会員数によって会費の納付額を調定し郡市医師会長に通知する。

第4条 本会会員にして傷病、不慮の災害、出産育児その他特別の事由により会費の納付を不相当と認める者があるときは、郡市医師会長の申出により理事会の決議を経てこれを減免することができる。

第5条 本会会員として10年以上在籍し、かつ、満83歳に達した者は、満83歳に達した当該期分以降の会費を免除する。

第6条 本規程は、代議員会の決議を経なければ変更することができない。

附 則

- 1 第2条による各期の会費納付額は理事会に於て定める。
- 2 第4条による会費の減免を受けようとする者は、その理由を詳記した申請書に所属郡市医師会長の意見書を添え会長に申し出るものとする。
- 3 本規程は、昭和48年4月1日より施行する。
- 4 平成15年7月26日、この規程を一部改正する。
- 5 平成22年3月20日、この規程を一部改正し、平成22年4月1日より施行する。
- 6 平成23年3月19日、この規程を一部改正し、平成23年4月1日より施行する。
- 7 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律

第 50 号) 第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日 (平成 24 年 4 月 1 日) から施行する。

- 8 この会費納付規程を一部改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この会費納付規程を一部改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この会費納付規程を一部改正し、平成 27 年 6 月 20 日から施行する。ただし、C 会員の会費無料の適用に関しては、平成 27 年 4 月 1 日からとする。
- 11 この会費納付規程を一部改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行期日前において従前の第 5 条の年齢基準を満たしている者は従前の規定による。

(別表)

会員区分		年額
A 会員	病院、診療所、その他の施設の開設者又は管理者	120,000 円
B①会員	A 会員、B②会員、C 会員以外の会員	18,000 円
B②会員	三重大学医師会会員	9,000 円
C 会員	医師法に基づく研修医	無料